

瑞穂監第44号
平成29年3月7日

瑞穂市長
棚橋敏明様

瑞穂市議会議長
藤橋礼治様

瑞穂市代表監査委員 井上和子

瑞穂市監査委員 堀 武

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、「会計課」の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

「会計課」における平成28年4月1日から平成29年1月末日までの財務に関する事務の執行と、重点項目として「公金事務」について、都市監査基準（平成27年8月27日全国都市監査委員会制定）に準拠し、監査を行った。

会計課は、課長以下3名の職員と補助職員1名で次の事務を行っている。

- (1) 現金及び有価証券の出納保管に関すること。
- (2) 小切手の振出に関すること。
- (3) 収納に関すること。
- (4) 支出負担行為の確認に関すること。
- (5) 収入等命令の審査に関すること。
- (6) 決算に関すること。
- (7) 歳入歳出外現金に関すること。
- (8) 財産の記録管理に関すること。
- (9) 物品の出納保管に関すること。
- (10) 指定金融機関等に関すること。
- (11) 出納員及び会計職員に関すること。
- (12) 公営企業会計に関すること。
(水道事業会計に係る金銭の出納に関すること。)
- (13) 瑞穂市・神戸町水道組合の会計事務に関すること。
- (14) 瑞穂市土地開発公社に係る出納の受託に関すること。
- (15) 所得税の源泉徴収に関すること。
- (16) 例月出納検査に関すること。
- (17) 資金の運用及び管理に関すること。
- (18) ペイオフ対策に関すること。

2 監査の実施場所及び日程

瑞穂市役所

平成29年2月10日（金）

3 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び公金事務の状況について、提出された資料を基に、通常実施すべき監査手続を実施し、後日現地確認を行った。

第2 監査の結果と意見

1 財務について

(1) 執行状況について

「会計課」における財務の執行については、次のとおりで、財務の事務はおおむね適正に執行されているものと認められた。

平成 29 年 1 月末現在

	予 算 額 (円)	収入・執行済額 (円)	比率 (%)
歳 入	58,000	43,240	74.6
歳 出	40,212,000	33,191,646	82.5

2 会計課に対する結果と意見

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
1	指定金融機関等の検査について	地方自治法施行令（以下「自治令」という。）に規定されている指定金融機関等の検査が、行われていなかった。	自治令 168 条の 4 第 1 項では、「会計管理者は、指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関及び収納事務取扱金融機関について、定期及び臨時に公金の収納又は支払の事務及び公金の預金の状況を検査しなければならない。」と規定されており、法令に違反している。 会計課に確認したところ、「次年度より要綱等を整備し、検査を実施する予定である。」との回答であったことから、速やかに検査を実施すべきである。
2	市税の収納の事務を受けた者（受託者）に係る検査について	自治令に規定されている市税の収納の事務を受けた者（受託者）に係る事務の検査が、行われていなかった。	自治令第 158 条の 2 第 3 項では、「会計管理者は、受託者について、定期及び臨時に地方税の収納の事務の状況を検査しなければならない。」と規定されている。 会計課に確認したところ、「収納事務受託者は該当がない。」との回答であった。 しかしながら、収納事務受託者は、告示がされて該当がある。 自治令の義務規定に違反していることから、速やかに検査を実施すべきである。
3	歳入の徴収又は収納の事務に係る検査について	自治令に規定されている歳入の徴収又は収納の事務に係る検査が行われていなかった。	自治令第 158 条第 4 項では、「第 1 項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託した場合には、必要があると認めるときは、会計管理者は、当該委託に係る歳入の徴収又は収納の事務について検査することができる。」と規定されている。

番号	内容	監査の結果	監査の意見
			<p>会計課に確認したところ、「徴収（収納）事務に係る検査は、事故等も発生していないため実施していない。」との回答であった。</p> <p>しかしながら、「これまで事故等が起きていないから実施しない。」というのは、理由として十分であるといえない。</p> <p>特段の理由がないのであれば、検査を実施していただきたい。</p>
4	歳計現金の預金について	各会計における歳計現金の預金の種類が普通預金（決済用預金）となっている。	<p>自治令第168条の6では、「会計管理者は、歳計現金を指定金融機関その他の確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によつて保管しなければならない。」と規定されている。</p> <p>会計課に確認したところ、「歳計現金預金は、ペイオフ対策として全て決済用預金である。」との回答であった。</p> <p>しかしながら、ペイオフ対策のために預金保険制度で全額保護される普通預金（決済用預金）としているため、全く利息を生じていない。</p> <p>最低限、利息を生じる普通預金として資金運用すべきである。</p>
5	歳計現金に係る定期預金の解約について	平成26年度及び平成27年度において、一部予定を上回る支出に対処するため、定期預金の中途解約があった。	<p>定期預金を中途解約しているということは、支払に支障を来したということである。</p> <p>定期預金を中途解約することのないよう、事前に収支の把握を計画的に行い、支払を行うべきである。</p>
6	歳入歳出外現金の保管について	①歳入歳出外現金において、指定金融機関からの保証金80,000,000円が普通預金（決済用預金）となっている。	<p>①指定金融機関からの保証金は、指定金融機関に不測の事態が生じた場合等に、市に損害を与えることを防止する趣旨で徴している担保である。</p> <p>本市においては、指定金融機関からの保証金80,000,000円を、他行の普通預金（決済用預金）として預けているため、全く利息が発生していない。</p> <p>会計課に確認したところ、「担保金である為、ペイオフ適用対象外となる決済用預金で保管している。」との回答であった。</p> <p>しかしながら、利息の生じない普通預金（決済用預金）として保管していることは、資金運用すれば本来</p>

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
			<p>得られる運用益を自ら放棄していることになる。</p> <p>歳入歳出外現金の保管については、自治令第168条の7第3項で、「歳計現金の保管の例により行わなければならない。」と規定されていることから、定期預金に預けるなど、より有利な資金運用を行うべきである。</p>
		<p>②同じく歳入歳出外現金において保管していた契約保証金 3,445,200 円も平成 27 年 12 月から平成 28 年 11 月まで、普通預金（決裁用預金）となっていた。</p>	<p>②契約保証金は、契約を締結した場合に債務の完全な履行を確保するため契約先より徴する担保である。</p> <p>平成 27 年 12 月に工事請負契約が締結され、契約が満了した平成 28 年 11 月までの間、歳入歳出外現金において、利息を全く生じない普通預金（決済用預金）として保管していた。</p> <p>契約当初から、契約期間はあらかじめ分かっていたのであるから、短期であっても定期預金に預けるなど、より有利な資金運用を行うべきである。</p>
7	会計事務研修について	<p>職員向けの会計事務研修が、平成 23 年 8 月に開催されて以来、開催されていない。</p> <p>伝票の審査時において、1回の審査で数件の不備が見受けられることもあるとのことである。</p>	<p>前回開催されてから、5年以上が経過しており、平成 23 年 8 月以降に採用された職員も多数にわたっている。</p> <p>会計課に確認したところ、「会計事務研修は職員研修の一環として実施しており、今後も要請があれば実施する予定である。」との回答であった。</p> <p>職員の資質の向上及び会計事務処理の適正化を図るため、今後は、定期的に会計事務研修を実施していただきたい。</p>
8	支出負担行為の遅延について	<p>平成 28 年 5 月 11 日に 2,395,008 円で業務委託契約を締結した支出負担行為の伝票が、第 1 四半期の請求を受けた同年 7 月 4 日に起票されていた。</p>	<p>瑞穂市会計規則第 5 条によれば、委託料の支出負担行為として整理する時期は、「契約を締結するとき」と規定されている。</p> <p>会計課に確認したところ、「契約の調整が遅れ、起票が遅延した。」との回答であった。</p> <p>しかしながら、既に契約書は交わされており、契約調整の遅れが、起票の遅延理由にはならない。</p> <p>同規則にのっとり、契約した直後に支出負担行為の伝票を起票すべきである。</p>

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
9	支払遅延について	<p>加除式の追録に係る支出負担行為兼支出命令書の支出負担日が平成28年4月14日、起票日が同年5月19日、支払日が同月27日となっていた。</p>	<p>会計課によれば、「請求書の到着が遅れたため。」との回答であった。しかしながら、業者からの請求がなければ、こちらから積極的に請求書を請求すべきである。市全体の手本となるべき会計課の支払が遅延しては他課に示しがつかない。速やかな支払事務を行うよう改善すべきである。</p>
10	公金の取扱いについて	<p>巢南庁舎における公金の保管について、会計課に確認したところ、「把握していない。」との回答であった。</p>	<p>会計課は、「各課において保管しているため、会計課は関係がない。」旨の回答であった。しかしながら、適切な公金の保管については、会計課が指導的な立場にあることから、市全体の公金保管体制等を把握し、公金の事故防止対策を真摯に行うべきである。</p>

以上